

ハラスメント調査特別委員会 調査報告書

令和2年9月29日

1 調査に至る経緯

令和2年1月15日13時30分頃、市が清掃業務を委託している就労継続支援B型事業所（以下「事業所」という。）の女性職員及び事業所の利用者（以下「利用者」という。）が、赤磐市役所本庁舎3階トイレを清掃していた。行本恭庸議員がトイレを利用しに来たため、女性職員と利用者は清掃を一時中止し、トイレ外で待機していた。用を足した行本議員から、議会、委員会の開催時の清掃業務についての意見を怒り口調の厳しい声で威圧的に言われ、恐怖と不安を感じさせられるという事案（以下「本事案」という。）が発生した。

このことから、事業所所長が今後の清掃について市と相談した結果、3階トイレの清掃は議会や委員会開催日は中止することとなった。

これを受けて、事業所所長から市に対して、今後の清掃業務のあり方、方法の再考について申し入れがあった。

同年3月16日開催の議会全員協議会において、議長から、申し入れがあったこと及びその経緯についての説明並びに本件を重要なことと受け止め、同月19日にお詫びに行くとの報告があった。議長から報告があった後、行本議員からは、「私が言ったことである」と、自身の言動であることを認めたが、謝罪の言葉はなく、「普通じゃない、業者を替えろ」と不適切な発言があった。

また、行本議員には、本会議、委員会及び協議等の場において、会議中にもかかわらず、「わしゃ帰る」「こんなもんやとれんわ」等の言動が多く見られるなど、議会活動の中で、議会及び議員の責務に関する認識が不足していると判断される。

赤磐市議会では、本年3月23日に、「赤磐市議会議員のハラスメント根絶に関する決議」を行本議員を除く全議員の賛成により可決しており、取り組み事項として「すべてのハラスメント根絶を目指して議会が率先して防止策に取り組み、逸脱する議員に対しては議会として責任をもって対処する。」ことを決定している。

また、赤磐市議会基本条例では、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定め、市民の負託に全力で応えていくことをうたっている。

以上のことから、行本議員の本事案に関する言動並びに議会及び議員の責務に関する一連の行動について、看過することができないと判断し、令和2年6月定例会において「ハラスメント調査特別委員会の設置について」の動議が提出され、賛成多数により、本特別委員会が設置された。

2 調査内容

調査にあたっては、参考人（事業所所長）及び行本議員から意見聴取を行った。

参考人からは、本事案の概要、本事案による影響、本事案に係る所感等について確認

を行った。

行本議員からは、本事案に係る事実及び認識について確認するとともに、赤磐市議会基本条例第 21 条に規定されている議会及び議員の責務（以下、「議員の責務」という。）に係る認識について確認を行った。

（１）参考人（事業所所長）からの聴取内容

① 本事案の概要について

女性職員 1 人及び利用者 5 名が 3 階の男性用トイレを清掃中に、行本議員が用足しに来たので、女性職員は即座に利用者に掃除をやめてトイレの中から外に出るよう指示をした。また行本議員にも声をかけ、トイレを使用してもらった。その後、トイレから出て来た行本議員は、近くにいた女性職員に厳重注意をするかのように、「議会や委員会があるときはすぐにトイレが使えるようにしとかれえ、そうでないと困る」と、厳しく怒った口調で発言した。

女性職員はあまりの言い方に恐怖を感じ、また、そばにいた利用者も突然のことに同様の恐怖や不安を覚えた。職員は気が動転しながらも、すぐに利用者をなだめ、落ち着かせて掃除を続けた。

このことを受け、今後の清掃について市と相談した結果、3 階トイレの清掃は議会や委員会の開催日は中止することとなった。

② 本事案による影響について

ア 利用者には、自閉症や発達障害などの障害を持っている人が多く、日々の作業の繰り返しにより、作業方法を身につけている。市役所清掃については、9 年という長い年月の繰り返しと経験の積み重ねを通し、作業マニュアルに従い、事故なく、やりがいを持ってできるようになってきていた。そのため、3 階トイレ清掃の中止は、作業方法、計画の変更にうまく対応できない利用者にとっては大きな負担になっている。

イ 清掃中止に伴い市役所清掃の作業時間が短縮されたため、2 月から 4 月までの 3 カ月間で、利用者 1 人当たり 1,000 円の減収となった。

なお、市役所清掃を行っている利用者の平均月収は約 10,000 円である。

利用者は少ない月収の中で買い物等をする心を心から楽しみにしており、その楽しみが減ることとなった。

③ 本事案に関する所感等について

事業所所長、職員、利用者の思い及び感想について、次のとおり確認した。

ア 市役所清掃は、平成 24 年から 9 年間、就労や地域生活を目指す利用者の施設

外での就労機会として行っており、

- ・市役所に来る方々、市職員への挨拶。
- ・清掃中に迷惑をかけないこと。
- ・所定の時間できれいに丁寧に掃除をすること。
- ・清掃中にトイレを使う人が来たらすぐに用足しをしてもらえるよう清掃を中断すること。

などを申し合わせて取り組んできている。申し合わせについては9年間の清掃で利用者と職員は十分理解し、日々実行してきている。そのため、これまでは大きな問題も起きず、注意等を受けることはなかった。このことから、当日、女性職員や利用者を感じた精神的苦痛や落ち込みは大きかった。

イ 就労継続支援B型の事業所としての活動の中で、利用者の日々の活動や頑張りや成功体験は、一人一人の成長や次のステップに進む力になっている。

これまでの成果は利用者、保護者、職員の努力はもちろんだが、何にも増して地域で支え、励まし、見守り、声かけをしてくれた方々の支えなくてはなかったし、これからもないと思っている。

励ましに応えられるように、気持ちよく挨拶し、交流し、真面目に物事に取り組み、仕事や作業をきちんと行い、仕事を休まず、障害者ならではの長所を生かしながら社会、地域で役割を果たしていけるように努力していきたいと思っている。

こうした努力や頑張りを見守り、励ましの声かけや、必要なときの手助けをお願いしたいと思っている。

ウ 議会があるときに3階トイレ清掃を中止するのではなく、議会があるときにこそ注意し気を付けながら清掃することが、別の場所での作業や仕事をするときの役に立つ。リスクを避けることは必要ではあるが、時にはリスクに注意し、経験し、失敗もしながら、学んでいくことは、健常者だけではなく障害者も同じである。

転ばぬ先の杖で、失敗の前に手を打つことにより清掃が中止になり、そのために収入が減り、生活の楽しみが損なわれることは大変残念なことである。

このような状況を踏まえ、3階トイレ清掃については、今までどおり、議会や委員会の開催日にも不安や心配がなく安心して仕事をさせてもらいたい。

(2) 行本恭庸議員からの聴取内容

① 本事案に係る事実及び認識について

ア 行本議員がトイレを使用する際、女性職員は、行本議員がすぐに使用できるように即座に利用者に声かけをし、全員トイレから廊下に移動したことから、女性職員及び利用者の対応に落ち度はなく、トイレの使用に不便はなかったことを認

- めた。
- イ 女性職員に対する発言内容は、参考人から聴取した内容と行本議員の記憶には食い違いがあったが、行本議員は「自分の言葉はいつも荒い」と認識しており、大きい声、強い口調で発言したことを認めた。
- ウ 本事案の発言の理由については、はっきり覚えておらず、なぜそういうことを言ったのか思い当たらない。普段は「ご苦労さん」と声をかけることもあるとのことであった。
- エ 本事案による影響で利用者の月収が減ったことについて、「すまないことをした」と反省の言葉を述べる一方、「もっと速やかにこのことについての対応の話ができたのではないか」等、自分以外の責任について述べた。
- オ 女性職員及び利用者に対し恐怖感を与えたことについて、「すまないことだと思う」と反省の言葉を述べる一方、「もう私は先も短いしもうなかなか直らん。だから気をつけますしか言えません。」と述べた。
- カ 令和2年8月7日時点で、事業所に対して謝罪していないことを認めた。
- キ 3月16日開催の議会全員協議会において、「普通じゃない、業者を替えろ」と発言したことを認めた。
- ク 議会全員協議会での発言の理由について、障害者には、トイレのように速やかに清掃をしないといけない場所をさせるのではなく、落ち葉拾い、草抜きなどゆとりをもって作業ができる場所をさせた方がいいとの持論を持っているため発言したとのことであった。
- ケ 事業所側は、以前と同様に安心して3階のトイレ清掃ができるようになることを希望しているが、清掃してもらうことについて納得できるか確認すると、「絶対させてはいけないと言っていない。やっていただけりゃ結構です。」と述べた。

② 議会及び議員の責務について

- ア 赤磐市議会基本条例について、全文は読んでおらず、いくらか目を通したところがあるという程度の認識であることを認めた。また、「これから勉強して頑張る。」と述べた。
- イ 本会議、委員会及び協議等の場において、会議中にもかかわらず、「わしゃ帰る」「こんなもんはやっとれんわ」等の言動が多く見られること及び議員の責務に関連した質問に対し、行本議員は、言動を認めた上で、
- ・責任があるのはわかっているが、半強制的に全てに出ないといけないものだと考えていない。
 - ・もう後が短いから、これで行く。
 - ・出席するかしないかは私の判断で決めます。
 - ・もうなんぼ時間かけても、あんた方に悪い印象を与えただけですわ。もう変

える気はございませんから。私は私流にやります。
と述べた。

ウ 何のために議員になったのか議員になった目的を確認すると「あなた方と一緒にですよ、市民のために頑張るために出とるわけじゃから。それが今回は障害者とのことで、まあケースが非常に悪すぎたというだけの話で。」と述べた。

3 調査結果

本事案及び赤磐市議会基本条例に規定する議会及び議員の責務について、ハラスメント調査特別委員会の調査結果は次のとおりである。

(1) 本事案について

事業所の女性職員及び利用者にとって、作業上のミスがないにも関わらず、市民の代表として公選された議員から恐怖と不安を与える発言を受けたことによる精神的苦痛や落ち込みは大きいものがあった。

平成 24 年からスタートした市役所清掃業務については、長い年月の物事の繰り返しや経験の積み重ねを通し、これまでも注意等を受けることなく、また、大きな問題も発生することなく、施設外作業として真面目に取り組んできている。こうした関係者の 9 年間の努力を水泡に帰し、結果として就労の場を奪っていることは社会的にも非常に大きな問題である。

また、3階トイレ清掃業務が中止となっていることに伴い、市職員が当番制で清掃しているが、清掃状況を議会事務局長に確認すると、市職員の清掃はあくまで素人の作業であり、9年間の実績のある事業所の清掃技術とは比較にならないとの実状説明があった。このことから、事業所職員及び利用者が9年間真面目に取り組んできたことを窺い知ることができる

行本議員からの聞き取り調査では、本事案について反省する趣旨の発言があったものの、事案が発生してここまで対策を取らなかったことが悪いという、いわば責任を転嫁する発言や、先方に対する謝罪はなぜしないのか。行くチャンスはあったのではないかという質問に対して、「すぐに行っておけばよかったんですけど、いまだに行っていないんですからどうしようもないですよ。」「反省されてないと思われるんだったらそれでよろしい。」と開き直りとも受け取れる発言があるなど、真摯な反省を感じとることができなかつた。

障害者基本法には、「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会」の確保を図ることが規定されている。また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「同施行規則」には、国民の責務について、「障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営

めるような地域社会の実現に努力するよう努めなければならない。」、就労継続支援B型について、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう「就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援」を行うということが規定されている。

こうした法の趣旨からも、人格と個性を尊重し、障害者の福祉増進と就労機会に対して理解を深め、中止となっている清掃業務を速やかに元通りに復すべきである。

(2) 議会及び議員の責務について

赤磐市議会基本条例では、「議員は市民の信頼を失わないよう発言には十分配慮し責任と品位を持って議会活動に臨むことが求められる。」「議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、良心と責任を持って、議員としての品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。」と規定されている。

行本議員は、本会議、委員会及び協議等の場において、会議中にもかかわらず、「わしゃ帰る」「こんなもんやとれんわ」とたびたび発言し、実際に退席することもあった。

こうした言動については、赤磐市議会基本条例に規定している「政治倫理」「議会及び議員の責務」から大きく逸脱しているものである。

行本議員からの聴取内容に記載したとおり、

- ・会議出席については全てに出ないといけないものだと考えていない。
- ・出席するかしないかは私の判断で決める。変える気はない。
- ・私は私流にやる。

等の発言があった。

また、新型コロナウイルス感染対策予算や教育長任命に関する重要な議案を審議した令和2年4月臨時会や公金支出に関わる百条委員会など、最優先すべき会議にも欠席している。

さらに、8月18日に開催したハラスメントに関する議員研修会を、最も受講すべきであるにもかかわらず欠席している。

(3) 総括

以上、述べてきたとおり、本事案に関わる一連の言動がいかにも無責任であり、選挙で選ばれた公職の議員がこのような言動をしたことは、障害者基本法等に照らし合わせても社会的に大きな問題であり、ひいては赤磐市議会としての倫理観・責任が問われる問題であることを、行本議員はもとよりわれわれ議員全体で認識すべきである。

また、議会及び議員の責務という観点から、行本議員からは調査・研究を行い自己の能力を高める意識や識見を養っていく気概も見られない。

貴重な血税で議員報酬が支給されているにも関わらず、負託をした多くの市民の意向に反し、議員を続けていくことは無責任である。

これらのことから、行本議員の一連の言動は、議員辞職に値するものと判断する。

また、現在中止となっている清掃業務については、元通りに復すべく議会の責任において早急な対応が必要である。